

尾張旭市 自主防災組織活動マニュアル



尾張旭市
令和8年3月

壹の巻 自主防災組織を知る

- 其の1 自主防災組織ってどんな組織…？ . . . 1
- 其の2 組織の体制 2

貳の巻 活動内容を知る

- 其の1 平常時の活動 3
- 其の2 災害時の活動 6

参の巻 情報を手に入れる

- 其の1 防災情報を手に入れよう 9
 - 其の2 その他の市の支援制度について 11
- もしもの防災メモ 12



自主防災組織を知る

其の① 自主防災組織ってどんな組織...?

自主防災組織は、災害対策基本法に基づき地域の住民が“自主的”に防災活動を行う組織です。

大規模災害では、行政の救助や支援が届くまでに時間がかかります。だからこそ、地域特性をよく理解している自主防災組織の活動が重要になります。

📄 尾張旭市の自主防災組織結成状況

尾張旭市では、令和7年11月現在9つの自主防災組織が作られており、自主防災組織は連合自治会単位で結成されています。

自主防災組織は、自治会組織とは別ですが、自主防災組織の本部長は連合自治会長が務めています。



「自助」「共助」「公助」という言葉をよく耳にするけれど...

・ **自助**

・・・自分自身や家族を守るための取り組み

・ **共助**

・・・地域住民同士が助け合うこと



自主防災組織はここ！

・ **公助**

・・・国や自治体、消防、警察、自衛隊などの公的機関による支援

災害発生時、市や消防署等の公的な防災機関は、全力で災害対応を行います。大規模災害では、ライフラインの寸断や同時多発する火災への対応等のため、発生直後の公的な防災関係機関の活動は著しく制限され、公助が十分に機能するまで時間を要します。

実際に災害時に機能する割合は **自助 70%、共助 20%、公助 10%** と言われており、命を守る上で自助と共助が特に重要になります。



其の② 組織の体制

(組織体制の例)



役割分担		主な活動内容
広報部	平常時	回覧板による広報、防災情報誌の作成
	災害時	的確な情報を把握し、被害状況などを伝達
予防部	平常時	区域内の点検、危険箇所のチェック
	災害時	避難誘導活動、救護物資の配分や協力など
防火部	平常時	出火防止の活動（初期消火訓練など） 消火器の使用方法の習熟
	災害時	初期消火活動、火災発生状況の把握
調達部	平常時	防災資機材の整備、保守管理
	災害時	負傷者の応急手当、食糧の炊き出しなど

※ 想定外の事態に対して臨機応変に対応できるように、活動内容を確認しておきましょう。

※ この組織図・役員等は一例です。地域の特性や実情を踏まえて組織を編成しましょう。



活動内容を知る

其の① 平常時の活動



1 防災知識の普及・啓発

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を持つことが重要です。

そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。主に次のような方法があります。

- ☑ 各家庭における防災対策が基本であることを理解してもらう。
- ☑ 自主防災組織の役割と活動内容を理解してもらう。
- ☑ 繰り返し継続的に、知識の普及活動に努める。
- ☑ 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成し、配布する。

2 地域内の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切です。次のような視点から、地域の危険箇所について把握すると良いでしょう。

- ☑ 地域内の危険物等の集積地域、ブロック塀の危険箇所を把握する。
- ☑ 地域ごとの消防活動、災害時避難行動要支援者に配慮した避難誘導等について理解しておく。
- ☑ 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の場所を確認する。
- ☑ 地域の過去の災害や伝承等を知ることにより、予防・応急活動に活用していく。



3 防災資機材の整備

災害時に防災活動をスムーズに行うためには、それぞれの活動に必要な資機材を揃えておく必要があります。いざというときに使えるように、日頃から有効期間等に配慮して点検を定期的に行い、訓練等で取り扱いをマスターしておくようにします。

4 防災訓練の実施

災害時を想定して訓練を行い、呼びかけの実践、消火器や資機材の使用方法や応急手当などの防災活動に必要な知識や技術を習得しましょう。

(訓練の例)

- 避難所運営訓練・・・「避難所運営委員会」を設立し、自主防災組織同士や市職員、学校などの施設管理者等で十分に話し合いを行いながら訓練を行いましょう。
- 情報収集・伝達訓練・・・自主防災組織からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市等に報告をするための訓練を行います。
- 安否確認訓練・・・指定の時間になったら、各世帯は玄関やベランダのフェンス等に「安否札」を掲示し、役員は掲示状況を確認し、安否確認の結果を集計します。安否確認は逃げ遅れを防ぎ、犠牲者を減らすことに繋がります。地域の実情にあった安否確認訓練をしましょう。
- 避難訓練・・・・・・・・避難時の非常用持出品や服装等について留意します。避難誘導班等を中心として、避難の要領を把握し定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにします。
- 給食・給水訓練・・・炊き出し、給水方法等、食料等を確保する方法を習熟します。
また、各家庭において最低3日間生活できる程度の食料等の備蓄を行なう必要があることを周知します。

その他にも、
消火訓練、救出・救護訓練、煙道通過訓練など...

5 防災に関する正しい知識を持つ

防災の取組みは、各家庭の対策から始まります。防災の心得や知識などを身につけ、周知しましょう。

市からも市民が参加できる防災関係の講座や研修の情報をお伝えします。講座等の他にも、市ホームページや市防災アプリのリンク集やガイドブック等から情報を収集し、知識を深めましょう。

- ❑ 防災に関する講座や研修に積極的に参加する。
- ❑ 地震や台風、大雨の知識と被害想定を知る。
- ❑ 避難情報が発令された場合にとるべき行動を把握しておく。
- ❑ 災害時の備蓄品、非常用持出品の準備をする。
- ❑ 家庭内の安全対策を行う（家具転倒防止、ガラスの飛散防止等）

1年間の主なスケジュール（例）

実施時期	行事名
4月～5月頃	総会（事業計画及び収支予算の協議）
9月～11月頃	自主防災訓練
随時	街頭消火器点検 危険箇所点検 防災倉庫器具点検 備蓄食料・資機材の購入 マニュアル等の見直し 講座・研修への参加

其の② 災害時の活動

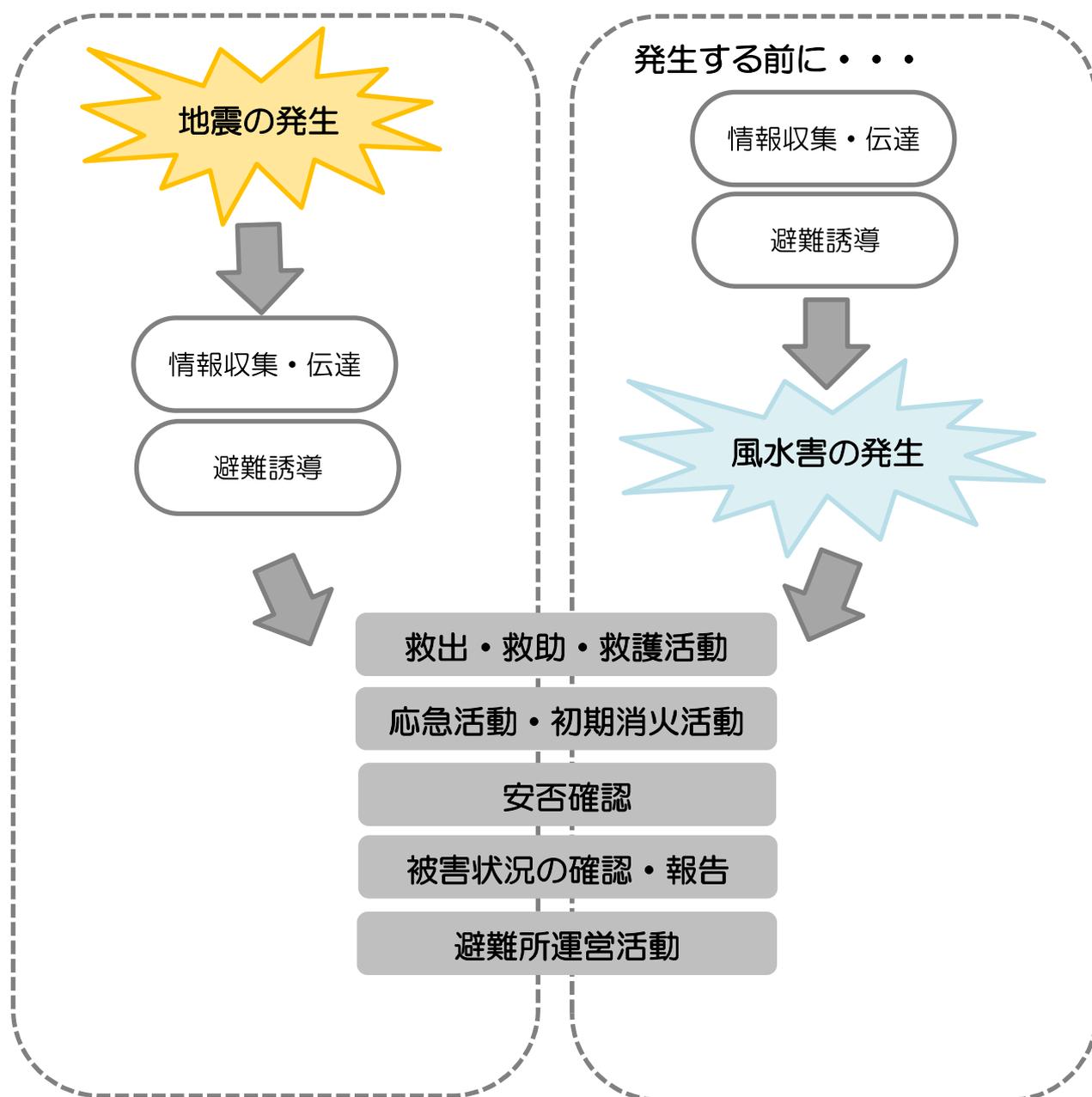


災害時、自主防災組織には安否確認や避難所運営など様々な活動が求められます。それぞれの活動にあたっては、避難行動要支援者（※）への配慮を忘れずに確認しましょう。

※ 災害時に一人で避難することが困難な方（高齢者・障がい者・傷病者の方など）

【地震の時】

【風水害の時】



救出・救助・救護活動

救助を必要とする人を発見した場合、協力できる人を集めてから救出活動を行ってください。また対応可能であれば応急手当も実施しましょう。

◆ポイント◆

- ・作業中は余震の有無や足場の安全等を確認、二次災害が起こらないように注意する

応急活動・初期消火活動

災害発生時には出火に注意し、防火を呼びかけます。火災を発見したら周囲に知らせると共に、無理のない範囲で消火活動を実施しましょう。

また、停電後に電気が回復すると、電気が流れ火災に繋がる恐れがあるため、被災後は速やかにブレーカーを落とし、電気を遮断しましょう。

※ 地震を感知すると自動的にブレーカーを落として止める「感震ブレーカー」の設置を検討しましょう。

◆ポイント◆

- ・初期消火活動の前に避難経路を確保し、危険な場合は速やかに退避する
- ・水害や土砂災害のときは、土のうなどで浸水や土砂の流入を防止する

避難誘導

避難の際は地域で声を掛け合い、速やかな避難を呼びかけましょう。

避難行動要支援者がいる場合は、避難支援を行いましょう。

◆ポイント◆

- ・被害等がある場合は、危険な場所を避け、安全な避難経路で避難所へ誘導する
- ・住民の生命に危険が及ぶおそれがある時は、自主防災組織の判断で避難を呼びかける
- ・風水害時、避難に危険が伴う場合は、2階以上や高い場所へ避難する（垂直避難）

安否確認

地域で声を掛け合い、安否確認を行いましょう。避難所では住民の避難状況を確認し、市へ速やかに報告してください。

◆ポイント◆

- ・自身の身の安全を確保する
- ・救助や手助けがいる場合は協力して助ける
- ・あらかじめ名簿を用意して、安否確認を行う
- ・一目でわかる目印を玄関などに掲げるなど、地域ごとに安否確認方法を工夫する

被害状況の確認・報告

被害状況の確認は、調査区域を分担して実施しましょう。地域内の被害状況は、速やかに市へ報告してください。

◆ポイント◆

- ・必ず複数人で行動し、周囲に注意して被害状況を確認する
- ・「被害なし」についても災害の状況を把握する重要な情報なので、忘れずに報告する

情報収集・伝達

市からの避難情報や緊急情報を収集し、速やかに住民へ伝達する必要があります。また地域を巡回しながら、被害状況を把握し、必要な対応をとりましょう。

◆ポイント◆

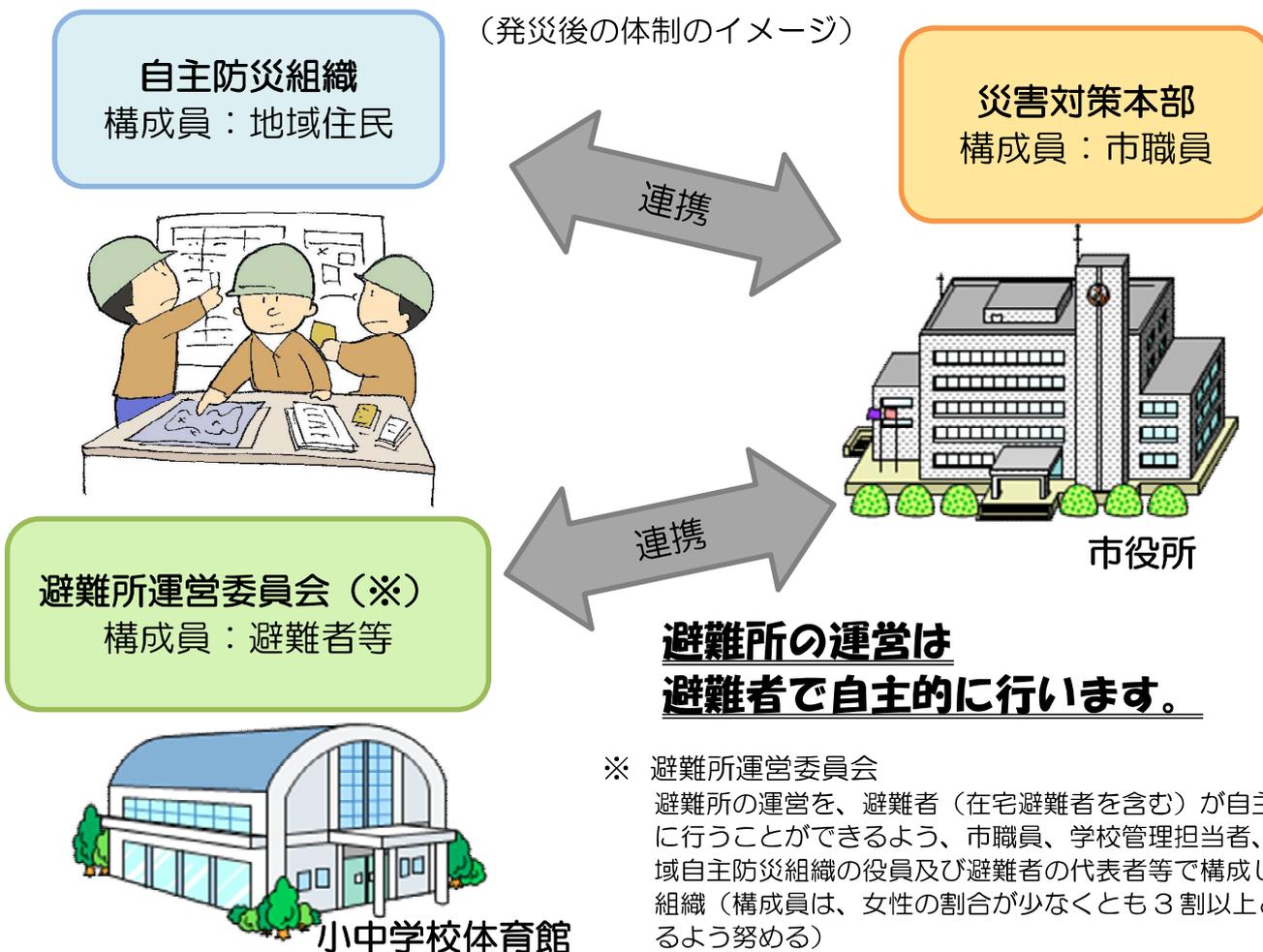
- ・人命に関わる情報を直ちに対応する
- ・5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）が抜けないようにメモをとる
- ・入手した情報は必ず情報源を確かめる
- ・あらかじめ情報を集めて周知する場所を事前に決めておく

避難運営活動

避難所の開設・運営は、避難者の代表者及び自主防災組織の役員、市職員、学校管理担当者等で構成される避難所運営委員会及び避難者で行います。

◆ポイント◆

- ・実際の運営については「避難所運営マニュアル」を参照する
- ・避難所外の避難者への支援の検討を行う
- ・防火・防犯活動も兼ねて巡回を行う





情報を手に入れる

其の① 防災情報を手に入れよう

災害時に住民の皆様へ情報を届けるよう、市は複数の手段を用いて発信しています。複数の手段で情報を受け取れるように準備しておきましょう。

1 市防災アプリ（英語・中国語対応）

プッシュ通知で避難情報をお知らせ。最寄りの避難所も確認が可能です。

iOS 版▶



Android 版▶



2 あさひ安全安心メール（英語・中国語対応）

防犯・防災情報をメール送信します。

スマートフォン▶



フィーチャーフォン▶



3 防災行政無線

尾張旭市内各所に設置している屋外拡声子局（スピーカー）から防災情報を放送します。

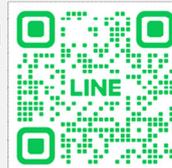
※ 屋外拡声子局（スピーカー）の位置は市HPからご確認いただけます。



4 市公式 LINE

防災ガイドブックや避難所検索、河川カメラのページへのアクセスがボタンひとつで可能です。

また、LINE 上で自分の身を守るための住民一人ひとりの防災行動計画「マイ・タイムライン」の作成をすることが可能です。



5 市ソーシャルメディア (Facebook、X)

災害時には、避難所開設情報などを配信します。平時は各種市政情報を配信しています。

市ソーシャルメディア
登録ページ▶



6 河川等監視カメラ

リアルタイムに河川等の様子を確認することができる河川等監視カメラの映像を YouTube 配信しています。大雨が降っているときなど、避難の目安としてご活用ください。ただし、洪水等の災害に巻き込まれる可能性があるため、降雨時は、河川等の様子を直接見に行かないようにしましょう。

川の水位情報等は国土交通省や愛知県の「川の防災情報」などで確認できます。

尾張旭市

「河川等監視カメラ」▶



国土交通省

「川の防災情報」▶



愛知県

「川の防災情報」▶



7 電話・FAX による情報配信

携帯電話やスマートフォンをお持ちでないかたや、目や耳の不自由なかたに対し、電話または FAX で防災情報を配信します。

※ 事前に危機管理課へ「尾張旭市電話・ファクス防災情報報配信サービス登録届出書」を提出いただく必要があります。



其の② その他の市の支援制度について

1 民間木造住宅耐震改修促進事業

【担当課】都市計画課 ☎ 0561-76-8158



内容

一定の要件に当てはまる木造住宅の耐震診断や改修費の補助、耐震シェルター整備費の補助、ブロック塀等撤去工事費の補助等

2 家具転倒防止支援事業

【担当課】危機管理課 ☎ 0561-76-8127



内容

一定の要件に当てはまるかたに、家具の転倒を防止する作業を支援

3 生垣補助

【担当課】公園農政課 ☎ 0561-76-8161



内容

既設のブロック塀などを新たに生け垣に転換するかたで、一定の要件に当てはまる場合に助成金を交付

もしもの防災メモ

家族の連絡先

家族の名前	連絡先(学校や会社)	電話番号	血液型	持病	アレルギー

ライフライン一覧

停電の場合は	中部電力パワーグリッド旭名東営業所	0120-929-265
ガス漏れの場合は	東邦ガス緊急保安センター	052-872-9238
断水・水漏れの場合は	尾張旭市役所	0561-53-2111
電話の故障の場合は	NTT西日本	(局番なし)113 ※携帯電話は0120-444-113

防災関係機関一覧

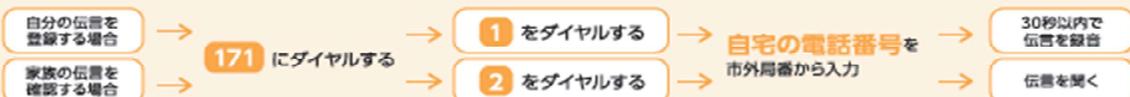
名称	所在地	電話番号
尾張旭市役所	尾張旭市東大道町原田2600-1	0561-53-2111
尾張旭市消防本部(署)	尾張旭市東大道町曾我廻間2301-1	0561-51-0119
守山警察署	名古屋市守山区脇田町401	052-798-0110
瀬戸保健所	瀬戸市見付町38-1	0561-82-2196

もしもの時の連絡先 ☎ ガイドンスや案内表記に従って利用してください

災害に備え、家族で定期的に防災会議を行い、もしものときの待ち合わせ場所や連絡先を確認しておきましょう。また、家族の安否確認ができるよう、災害時にも使える連絡手段を知っておくことが大切です。

☎ 災害伝言ダイヤル 171

伝言を録音し、確認し合うことができます。



※携帯電話からも利用できますが、詳細は契約している通信事業者に確認してください。
 ※災害伝言ダイヤルは、平常時に体験利用することができます。体験利用日は次のとおりです。
 ●毎月1日及び15日 00:00～24:00 ●正月三日(1月1日) 00:00～1月3日 24:00
 ●防災週間(8月30日 9:00～9月5日 17:00)
 ●防災とボランティア週間(1月15日 9:00～1月21日 17:00)

📱 災害用伝言板 web171

電話番号を利用し、伝言を残すことができます。



! 公衆電話

公衆電話は、災害時でも通信規制の対象外として優先的に取り扱われます。

! 特設公衆電話

指定避難所となる小中学校の体育館(12箇所)と風水害時の地域避難所となる公民館等(9箇所)には、発信専用の特設公衆電話があります。普段は利用することはできませんが、災害の際には、電話線に電話機をつなぐことで、無料で公衆電話として利用することができます。